		-	工	事		設		計		書	
施	行	年	度	令和2年度	契	約 202000	番 号			伊賀市	
Н	Ē	事	名	上野南送水ポンプ	プ所ポン	ンプ更新	工事				
施	エ	場	所	伊賀市	T	一神戸		地	内	課長	係長
エ			種		機械	器具設置	工事			設計者	検算者
設	計	金	額		円	内消費稅	相当額		円		
エ			期	令和3年	56月3	0日					日間
		-	Ľ	事 0	כ	大	要			起工理	由
	上野	南送	水ポ、	ンプ所 上野第3向送水ポン機器 多段うず巻ポンフ 既存機器撤去・設置工 試運転調整		2台		台	別	紙 の と	お り

		設計内	訳書		
費目 工種 種別 細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
機器費					第0001号 明細表
	式	1			
					笠0000日 明細書
直接工事費	式				第0002号 明細表
		1			
直接工事費計					
	式				
共通仮設費	7	1			
純工事費					
 現場管理費	式	1			
│ │ 据付間接費	式	1			
加门可及英		'			
工事原価					
	式				
一般管理費	- •	1			
工事価格					
 消費税及び地方消費税相当額					
本工事費計					
インナスロ					

第0001号 明細表						1式
名称		単位	数量	(上 <u>[</u> 単 価	ひ : 前 回 金 額	下段:今回) 摘要
機器費	NETH	+ 12	<u> </u>	— іш	<u> </u>	III X
片吸込渦巻ポンプ		,.				
	150A×150A	台	1			
片吸込渦巻ポンプ		台				
	125A×125A		1			
	t					
	機器費計					

単 位	数			下段:今回) 摘要
<u> </u>	_ **	— іш		IIII X
式	1			
+				
玌	1			
+				
	1			撤去据付工・試運転工
 走				
	1			
式				
	1			
式				
	1			
	式 式 式 式	式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1	単位数量 式 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 3 3 4 3 4 5 6 7 7 8 9 9 1 1 1 2 2 3 4 4 5 6 7 8 9 9 1 1 1 1 1 2 2 3 4 4 4 4 4 5 6 7 8 8 9 1 1 1 2	式 1

上野南送水ポンプ所ポンプ更新工事

特記仕様書

2020年度

伊賀市上下水道部

目 次

第 1 章 総 則

第1節 一般事項

第 2 章 機械設備

第 1 節設備概要第 2 節機器概要第 3 節施工範囲

第 3 章 据付工事

第1節 据付工事

第2節 電気配線工事

第3節塗装工事第4節試運転調整

第5節 引渡し及び保証

第1章 総則

第1節 一般事項

- 1. 本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定、関係法規、一般仕様書、特記仕様書 及び設計図書並びに係員の指示に従い、誠意をもって完全なる施工をなすものとし、後 記の関連法規及び規格を遵守し施工を行うこと。
- 2. 本工事受注者は一般仕様書、本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示してない事項でも、施工上当然必要な足場等の仮設および設備等は受注者の責任において行わなければならない。
- 3. 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社、保安協会、NTT等に対する一切の手続きを 代行するとともに、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないように注意しな ければならない。なお、これに必要な経費は、受注者の負担とする。特に施設の運転に は支障のないように注意しなければならない。
- 4. 本工事の施工に当たっては承認図を提出し、当市の承認を得るものとする。また、仕 様書の変更については当市が認めた場合について行うことができる。
- 5. 本工事について受注者は、当市から求められた場合、次の工事関係図書を各部提出すること。これらに要する費用は受注者の負担とすること。

[1]納入図

- (1) 機器外形図、詳細図、結線図
- (2) 機器配置図
- (3) 配管配線詳細図
- (4) その他、当市が指示するもの

「2] 完成図書

- (1) 維持管理に必要な操作説明図書
- (2) 各種機器試験成績表
- (3) 各種機器取扱説明書
- 6. 本工事竣工までの機器材料の保管の責任は受注者によるものとする。
- 7. 本工事施工中に建造物、機械設備等の関係でおきる機器の配置、配管路の軽微なる変更は受注者において行うこと。
- 8. 取り合い

配管設備、電気計装設備に関連するもので他の業者に作成依頼もしくは、作業取り合いが発生すると思われるものについては、受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出して、工事の円滑な進捗をはかること。

9. 工場立会い検査

当市が指定する機器については工場立会い検査を行う。検査に要する費用は受注者の負担とする。

- 10. 関連法規及び準拠規格
 - (1) 日本水道協会規格 (JWWA)
 - (2) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
 - (3) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
 - (4) 日本工業規格 (JIS)
 - (5) 日本電機工業会規格 (JEM)
 - (6) 電気規格調査会標準規格(JEC)
 - (7) 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
 - (8) その他関係法規、規格及び基準

第2章 機械設備

第1節 設備概要

本設備は、上野南送水ポンプ所より、上野第3配水池と青山第2分水、青山送水ポンプ所へ送水する2系統2種類のポンプである。

既存ポンプについては、別添参照の能力を有し、起動方式が、スターデルタ起動方式、インバーター制御(流量制御)により、3箇所へ送水している。

各系統にポンプが2台設置され内1台を更新し、撤去機器を予備機として保管する ために当該工事を施工する。

第2節 機器概要

1. 更新機器

青山向送水ポンプ・上野第3向送水ポンプ ポンプ 2台(各系統1台) 別添データーシートによる

配管・パッキン・電線管・配線材料 一式

(既設機器接続用材料(ポンプ吸込・吐出配管・ポンプ排水管・温度センサー・圧力水配管・満水検知器 は既存流用する。)流用機器接続材料も含む)

- ※ ポンプ選定は、水撃検討書・水理計算書による 同等品可であるが、電動機、フライホイールは既存設備を使用する。
- ※ 当該施設にはホイスト 有 ・搬入口 幅 1300 ポンプ室正面入口

2. その他

1 台分の既存流用機器

軸温度計 2台 ・ 圧力スイッチ 1台 ・ 吸込、吐出圧力計 各1台 上記測定架台 1基 (配管等含む)

満水検知器 1基(配管・電線管・配線含む)

3. 施工範囲

- ア 既存機器 撤去・保管場所へ移動、仮置
 - 1. 更新機器分の既存撤去機器を同施設ポンプ室へ保管のため移送保管場所はポンプ室のホイスト可動範囲とする
- イ 1. 更新機器・2. その他の機器 据付・接続 (芯出し等含む)
- ウ 試運転調整

第3章 据付工事

第1節 据付工事

- 1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで 行ない、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して備え付けなけれ ばならない。
- 2. 本工事場所は、浄水場施設のため、施設、設備の維持管理に支障を与えないよう施工 するとともに、油類及び汚水等で汚染しないよう衛生管理にも十分注意して施工すること。
- 3. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や 汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

第2節 電気配線工事

- 1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定及び仕様に適合した工事でなければならない。
 - (1) 内線規定専門部会 内線規定(JEAC)
- 2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。

第3節 塗装工事

- 1. 各機器の塗装は、特記なき限り製作業者の標準塗装とする。但し、仕上げ色については、当市の指示によるものとする。
- 2. 据付後、損傷箇所がある場合はその補修塗装を行うものとする。

第4節 試運転調整

- 1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い必要な成績書を提出すること。
- 2. 試運転終了後、当市係員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。
- 3. 当該ポンプ設備は、東芝インフラシステムズ(株)製の中央監視システムから遠隔制御して運転している。

その中央監視システムからの指示により、富士電機E&C(株)製の現場制御盤にて運転制御し、運転号機等の制御を行っている。

本工事における当該ポンプ設備設置後の試運転調整については、前述の自動制御などの性能が当初どおり発揮できることを受注者の責任において行うこと。

しかし、それを受注者において行うことができず技術的な支援を必要とした場合、それに係る不測の費用はすべて受注者の負担とする。

第5節 引渡しおよび保証

- 1. 本工事の引渡しは、当市係員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
- 2. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保障期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

No.1

	(((務導警備員の延べ配置人員 なお、延べ配置人員の算 監等と差が生じる場合は、 うこと。	(((((((((((((((((((
条件及び内容	□ 調整項目 (□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ をの他 () □ 別途協議) □ 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工時期及び施工時間 () 施工時期及び施工時間 () 施工時期及び施工時間 ()	施工方法(□ 未処理箇所(□別添図 □ No. へNo. □ 別途協議) □ 完了見込み時期(□ □合和 年 月頃 □ 別途協議) □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 百有地 □ 民有地 □ その他()) □ 別途協議) □ 仮設ヤードからの運搬距離(L = km)) □ 使用条件・復旧方法()) □ その他())	□ 制限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他 (□ 施工方法等 (□ 指定工法名 () □ 施工時期 (□ 施工時期 () 翻音項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 報査項目 (□ 販音測定 □ その他 () □ 別途協議) □ 別途協議) □ 別途協議)	□ 交通安全施設等の配置 (□別途図面 □ その他 () □別途協議) □ 交通誘導警備員の配置 (□別途図面 □ その他 () □別途協議) □ 指定路線 □ 指定路線以外 □ 指定路線以外 □ 日 指定路線以外	□ 既存施設あり ・近接公共施設 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 木道 □ 下水道 □ ガス □ その他 (・近接施設 (□ 鎌壁 (
明示事項	□ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:) □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他())	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他()	□ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり □ その他 ()	□ 交通安全施設等の指定あり	 □ 近接施設等に対する制限 ● 近地 ● 近地 ● 現地 ● 11 日本 12 日本 12
明示項目	工程関係		用地關係	公害対策関係	安全対策関係	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

令和2年8月

_
当 表
八二
11/2
通
1
条件
H
(据
#
様
+
李記(
#

		特記仕様書(施工条件明示一覧表)	No.2
明示項目	明示事項	条件及び内容	
安全対策関係	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	施設等の配置 (□ 別途図面	
	□ 現場での安全確保(自主施工の原則)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員 を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	と協議を行い指示
	□ その他()))	ロ その他(
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 安全施設 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)	
	□ その他 (□ その他 (
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	使用期間 転用あり 兼用あり その他	
	口: 木替工 (締切排水工)	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工 (締切排水工)の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。	
		概算延べ水替日数: ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事者手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。	騰すること。エ 市が定める作業 を明確にした計
		③ 水替工 (締切排水工) 完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 口 その他 (
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件	
	□その他(□ その他(
及士・ 廃棄物関係 発動		○ 様土処分地(□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議) □ 運搬距離(L= km))) □ 処分地の処理条件あり(□ 押土整地 □ その他() □ 海業廃棄物の種類 (□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他() □ 別途協議) □ 最終処分場() □ 別途図書 □ その他() □ 再生処分場() □ 最終処分場() □ 別途図書 □ をの他() □ 財政図書 □ をの他() □ 本の他() □ 財政図書 □ 本の他() □ 最終処分場() □ 財政図書 □ をの他() □ 財政図書 □ をの他() □ 財政の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目() に記入のこと。	加藤) (2を有する切断機) (2を有する切断機) (2を指する切断機 を託する際、適 所を発達・適 (2を指する) (2を発達・2を発音・2を発音・2を表音・2を表音・2を表音・2を表音・2を表音・2を表音・2を表音・2を表

上記文武業務事項・采件及び内容のア中国旅欄は、作業に国たって制約を受ける事となるので切かする。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

		特記仕様書(施工条件明示一覧表)	No.3	
明示項目	明示事項	ひ 及 神 条	内 容	
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ 下水道 □ 移設時期 (□ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 (□ ガス □ 有線 □ その他 ()	$\widehat{}$
	口 その街	その名(
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件() 工法区分() □ 削孔数量() 注入量 ()	材料種類() 施工範囲() その他 ()	
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認			
	□ その他 ()	□ その他(٦
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	□ 再生材の種類(□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャ □	-ラン □ 道路用盛士材 □ 再生コン砂)) □ 別途協議)	
	□ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1 購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には	、使用する工事名称、所在地を記	
	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく おかかま おかま こくは ア	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、 (初字割ロの日々・ □ 昨+キ+ = □ 曲回! ナ+ □ ヰン゚ヒカ灬シン゚ンメー	認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 □ Leexept □ コンカコートーを削り	
	で、これ、コンプ・ロップを持ちています。	%問ひ 品 4 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ 上層暗遥な □ コノンツートー次数問)))	
		☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 用バリケード・看板・標示板)	
	口から街((
その角	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	場所 () 期間) その他()	
	☑ 現場発生品あり	ポンプ) 数量 (2台)	送水ポンプ所) その他(
	□ 支給品あり	□ 品名 () 数量 () 引渡場所 () 計能期 () 計能期 () 計能期 () () () () () () () () () (
	□ 盛土材等工事間流用あり	運搬方法 (□ 受注者で運搬 □ 受注者以外で追	□ その他 ())	
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容 (率分) (□ 現場環境改善の内容 (稽上) (((
	口 かの街 (: 1	(

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (H)

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

条件及び内容	□ 三重県公共工事共通仕様書(今和2年8月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正;令和 年 月 日) □ 早が後少砂料マニュアル(業) □ 契約後ので提案に関する特配仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県田下三重県の公共事業情報」を参照) □ 受容注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特配仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県田下三重県の公共事業情報」を参照) □ 工事組理連絡を3 実施対象工事に係る特配仕様書 奇和2年8月1日を適用(三重県田下三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査売了後、実施について監督員と協議すること。 □ 支援技術者 におりる現場技術業務を(例示し、公財)三重県継波技術センター]に委託しているので、その支援技術者が監督員に、大力の下、実施にあり、事務に協力、との連続にありたければならない。また、妻類(施工体制台版、計画業、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。また、表類(施工体制台版、計画業、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。また、表類(施工体の必要の資金の判定を分別に等を行う権限は有しないものである。 1. 監督員のお示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知を表を後後者を通じて行う場合は、監督員のお示により受注者が監督員に対して行う報告とは「通知はあったものとみる。 2. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告とは「通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者を通じて行うことができる。 5. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者・通じて行うことができる。 5. 本工事を担当する支援技術者の近に関する特記仕様書を適用(三重県田下三重県の公共事業情報)を参考とする。 6. オエ事を担当する支援技術者の近に関する特別仕様書を適用(三重県田下三重県の公共事業情報)を参考とする。 7. タール (中曜市が定めてたいまのに、) 1. 本工事を指当する。 5. 本工事を担当する支援技術者の近に関する特別を表示は、1. 本工事を担当する支援技術者の近に関する特別仕様書を適用(三重県田下三重県の公共事業情報)を参考とする。 6. オンボール・1. 本工事を担当する支援技術者の近に関する特別とは、1. 本工事を担当する。 5. 本工事を担当するまだが高値様様等のが正に関する特別と応報表を適用(三重県田下三重県市の公共市、1. 本工事を指当するまだが最近に関する特別に関する権力に対している。 5. 本工事を指当するまだが高値様様等のが正に関する特別を表示している。 5. 本工事を指当するまだが高値様様等のが正に関する特別を表示している。 5. 本述を指当するまだが正は、1. 本工事を担当するまだが正は、1. 本工事を担当するまだが表述を表示している。 5. 本述に関するなどに関するを表には関する。 5. 本述に関するを表には関する。 5. 本述に関するでは、1. 本工事を担当するを表には、1. 本工事を担当するまだが正は、1. 本述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しな全ての工種に適用する。 全ての工種に適用する。 対象工種 (※これ以外は、一般監督とする。	 □ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
明示項目 明 示 事 項	商用条件 2	監督の区分	入札・契約方式 以約後VE方式 口製約後VE方式 口設計・施行一括発注方式 口プロポーザル方式 口線合評価方式

令和2年8月

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

No.5

田田北田	四十二	A A W A W A W
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ないため、受注者が課税対象となった場合 書等を添付して当該工事の発注者に対して で請求することにきまたい。
		。 6. しょくこう 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
コリンズ作成・登 録	☑ コリンズ (CORINS)の作成・登録	Z 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報 交換システム	□ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業優先使用	古内企業の優先使用	Z 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を伊賀市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優 先 使 用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 推置	Z 不当介入を受けた場合の措置	 ☑ 暴力団員等による不当介入 (伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号) を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等 (伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号) による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1) により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実能調査	2 工事実態調査	区 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実能調査の指示があった場合又は、同実施 要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	 図 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。